

令和4年9月定例会
厚生常任委員会会議録
令和4年10月5日

場 所 第1委員会室

令和4年10月5日(水曜日)

午後0時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第29号 令和4年度宮崎県一般会計補正
予算(第4号)

出席委員(7人)

委員	長	岩切	達也
副委員	長	窪	蘭辰也
委員		丸山	裕次郎
委員		横田	照夫
委員		安田	厚生
委員		川添	博
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	重黒木	清
福祉保健部次長 (福祉担当)	児玉	浩明
県参事兼福祉保健部 次長(保健・医療担当)	和田	陽市
部参事	椎葉	茂樹
福祉保健課長	柏田	学
衛生管理課長	壹岐	和彦

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	田中	孝樹
議事課主任主事	飯田	貴久

○岩切委員長 ただいまから厚生常任委員会を
開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりで
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いた
します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後1時1分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案に
ついて、部長の概要説明を求めます。

○重黒木福祉保健部長 福祉保健部でございま
す。

本日は、追加で提案させていただきました議
案につきまして御審議いただきありがとうございます。
どうぞよろしく願いいたします。

それでは、概要を御説明申し上げます。

お手元の厚生常任委員会資料の表紙をめくっ
ていただきまして、目次を御覧ください。

本日お願いしております議案は、予算議案1
件でございます。

資料の1ページでございます。

今回の補正予算につきましては、議案第29号
「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」
になります。

補正額は、一般会計で、歳出予算集計表の右
から2列目の部分、9月追加補正額(第4号)
の小計の欄にありますとおり、5億2,737万5,000
円の増額をお願いしております。

この結果、福祉保健部全体の補正後の予算額
は、表の一番下の右の欄にありますとおり、一
般会計と特別会計を合計しまして2,823億4,548

万2,000円となります。

今回の補正につきましては、台風第14号により被災し、お亡くなりになられた方の御遺族に対しまして弔慰金を支給するための予算のほか、今般の物価高騰等に伴う生活者支援として、ひなた飲食店認証店を支援し、消費を下支えするプレミアム付の飲食券を追加販売するための予算を計上したところでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○岩切委員長 それでは、議案につきましての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○柏田福祉保健課長 お手元の令和4年度9月補正歳出予算説明資料の福祉保健課のところ、3ページをお開きください。

福祉保健課の補正予算額は、左から2列目の補正額欄にありますとおり、1,125万円の増額補正であります。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額欄にありますように、169億6,292万8,000円となっております。

それでは、予算の内訳を御説明いたします。

5ページをお開きください。

(事項) 災害救助事業費の説明欄、災害弔慰金1,125万円の増額補正であります。

詳細につきましては、厚生常任委員会資料で御説明いたします。

厚生常任委員会資料の2ページを御覧ください。

災害弔慰金についてであります。

1の目的・背景であります。先月、甚大な被害を及ぼしました台風14号でお亡くなりにな

った3名の方につきまして、市町村が条例の定めるところにより弔慰金を支給する場合に、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、その経費の一部を負担するものであります。

2の事業概要ですが、まず(1)市町村が支給する災害弔慰金の額ですが、法律と実施主体となる市町村条例で決められており、生計維持者が死亡した場合には、死亡者1人当たり500万円、そのほかの者が死亡した場合には、死亡者1人当たり250万円となっております。

(2)の負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1となります。

3の事業費ですが、お亡くなりになった方が生計維持者であるかどうかは、弔慰金を支給する段階で市町村が判断することとなりますが、現段階で、市町村からは調査中であるとお聞きしており、いずれの場合にも対応できるよう、今回は1人当たり500万円で積算し、3名分で1,125万円となります。

なお、負担分につきましては、2分の1に相当する額を国庫から受け入れ、これに県の負担分4分の1を加えて、市町村に支払うこととなります。

財源内訳といたしましては、国庫支出金が750万円、一般財源が375万円であります。

説明は以上であります。

○壹岐衛生管理課長 お手元の令和4年度9月補正歳出予算説明資料の7ページをお開きください。

衛生管理課の補正予算額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、5億1,612万5,000円の増額補正でございます。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますとおり、22億516万8,000円となります。

9ページをお開きください。

(事項) 食品衛生監視費の説明欄、ひなた飲食店認証店応援強化事業、5億1,612万5,000円をお願いするものであります。

内容につきましては、厚生常任委員会資料で御説明いたします。

厚生常任委員会資料の3ページをお開きください。

1の目的・背景でございますが、オミクロン株による感染者の増大や食料品価格等の物価高騰の影響によりまして、飲食店の利用が落ち込んでいる状況にあります。

また、利用者も物価高騰に直面している状況を踏まえ、認証店で利用できるプレミアム付飲食券を発行することで、コロナ禍においても、安心して利用できる環境を整備しますとともに、消費喚起による地域経済活動の本格的な回復を図るものでございます。

2の事業概要ですが、ひなた飲食店認証店で使用できる30%プレミアム付飲食券を発行するものであります。

表にありますとおり、発行総額は13億円、発行セット数は、スマートフォンを利用されない方のことも配慮しまして、電子を7万セット、紙を3万セットとしております。

1セット当たりの券面総額は1万3,000円、販売額は1万円とし、1人当たりの購入限度額は、電子、紙、いずれかで2セットまでとし、販売額は2万円としております。

一番下の表を御覧ください。

現在、実施しておりますひなた認証お食事券ですが、現在、お食事券の販売が予定額に達し、利用期間も11月30日までとなっております。

その下、今回の飲食券であります。切れ目のない消費の下支えを行うため、電子は10月の

下旬から、紙は準備に期間を要しますことから、12月初旬からの利用開始とし、電子、紙、共に2月末までの利用を考えているところです。

店舗への支払いであります。紙の支払い事務処理が利用期間終了後、2か月程度を見込んでおり、翌年度まで期間を要すると考えております。

3の事業費ですが、予算額5億1,612万5,000円で、全額国庫支出金を活用いたします。

4の事業効果としまして、認証店の普及拡大によりまして、利用者が安心して飲食できる環境が整備されますとともに、消費を喚起し、地域経済活動の活性化が図られるものと考えております。

続きまして、令和4年度繰越明許費補正についてであります。

令和4年9月県議会定例会提出議案(議案第29号)と記載されている議案書の4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正追加であります。

衛生費のひなた飲食店認証店応援強化事業であります。国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することから、翌年度への繰越しをお願いするものであります。

説明は以上でございます。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について、質疑はありませんか。

○横田委員 ひなた認証お食事券は、もう既に予定額に達しているということなんですけれども、どういう年齢層が利用されているかは分析されているのでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 年齢層につきましては、電子食事券の利用の94%が60代以下でございます。ちなみに、県内のスマートフォンの普及率が7割程度とお聞きしております。

○横田委員 このお食事券のチラシを持っているんですけども、「簡単操作」「簡単購入」「簡単決済」と、すごく簡単に使えるような感じで書いてあるんですが、利用者の94%が60代以下ということで、高齢者が利用するのは難しいのかなと思います。また、面倒くさいから使わないお店もあると聞くものですから、そういったことを解消するために、今回紙媒体の飲食券を発行すると思いますけれども、電子媒体の飲食券はもう少し簡単に利用する方法はないでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 いろいろな電子決済システムがございますけれども、この飲食券は、できるだけ分かりやすく手軽に利用できるように今回構築したものでございます。実際に運営しているシステム会社とも相談しながら、できるだけ分かりやすいシステムを開発していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○横田委員 お願いします。

○安田委員 紙媒体の飲食券が今回出てきたんですが、その紙媒体の飲食券はどこで販売するのか、決まっていたら教えてください。

○壹岐衛生管理課長 現在、取扱店は検討しているところでございます。市町村の商品券につきましては、これまで商工会議所や郵便局とかで販売されておりました。

県としましても、今回、初めての紙媒体の飲食券ということで、いろいろ検討しながら、県内各地で購入できるシステムを考えていきたいと考えております。

○安田委員 店舗への支払いが紙媒体の飲食券は月2回、電子媒体の飲食券は月3回と書いてありますけれども、飲食店は、現金で仕入れをしている方々が多いです。月2回の支払いだったら、その間はどのようにするのかという問題が出て

くと思うんですけども、1週間に1回とか、もう少し増やしたほうがいいのではないのでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 まず電子媒体の飲食券について御説明したいと思います。

電子媒体の飲食券につきましては、基準日を設けており、10日、20日、30日ですとか、そういう形で月3回設けております。

これまで月1回の支払いでしたが、このシステムでは、基準日が過ぎますと、大体5日以内に振り込みがされるということで、できるだけ速やかな対応が可能ということで採用したところでございます。

紙媒体の飲食券につきましては、これまで月1回の支払いでしたので、月2回の支払いに増やした形で、現在、考えております。

○安田委員 商品券の換金が月1回とか2回でされたときがあるんですけども、現金化するまでに時間がかかるので、やめるお店があったんですね。

そういうことを考えると、あと1か月ぐらい時間もありますので、月2回じゃなくて、少し増やしていく方向も考えていただきたいと思いますんですけども、いかがでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 委員からの強い要望、御意見ということもありますので、内部で検討させていただきたいと思います。

○安田委員 ありがとうございます。

○前屋敷委員 4の事業効果の表の下に米印で、申込み、抽せん、引換券送付等に要する期間とあるんです。この抽せんというのはどういう意味合いなんですか。

○壹岐衛生管理課長 紙媒体の飲食券は高齢者やスマートフォンを利用されていない方により広く利用していただくために抽せんという形で

考えております。

○前屋敷委員 抽せんということは、漏れることもあるんですか。

○壹岐衛生管理課長 応募していただいた後に、できるだけ高齢者やスマートフォンを利用されない方に対してしっかり行き渡るように抽せんという形を取っております。

○前屋敷委員 購入に当たっては先着順ではなくて、広く行き渡るようにするために、抽せんして購入してもらうという意味合いですか。

○壹岐衛生管理課長 はい、そのとおりでございます。

○前屋敷委員 行けば買えるんだという認識になるんじゃないかなと思いますので、仕組みの周知を徹底する必要がありますよね。

○壹岐衛生管理課長 この紙媒体の飲食券を交付する際に、申込みのチラシを配布しようと考えております。

その際に、スマートフォンとかで応募された方につきましては、できるだけ遠慮していただき、電子媒体と紙媒体を分けた形での取扱いをお願いしたいと考えているところです。

○重黒木福祉保健部長 現在、市町村で、いわゆるプレミアム付商品券をやっていると思います。今回の紙媒体の飲食券は、その仕組みと全く同じでございます。事前に申し込んでいただいて、抽せんして引換券が家に届く形式を取っていますので、今、広く県民の方々は分かっていることかなと思っています。飲食券の買い方で混乱が生じないように改めてしっかり周知徹底に努めてまいりたいと思います。

○前屋敷委員 分かりました。

○川添委員 飲食券は中学生や高校生でも購入は可能でしょうか。年齢制限はあるのでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 紙媒体の飲食券についてお答えします。できるだけ高齢者やスマートフォンを持たれていない方を対象としたいということですが、もし余裕があれば、若い層も対象としたいと考えております。

ただし、スマートフォンを持っていらっしゃるのであれば、御遠慮いただけないかなと考えているところです。

○重黒木福祉保健部長 電子媒体も紙媒体もですけれども、特段の年齢制限は求めておりません。

ただ、小さいお子様がいらっしゃれば、それは当然保護者の方がしっかり管理すべきことかと思っております。販売自体そのものには、年齢とかは登録していただきますけれども、特段の年齢制限は設けておりません。

○川添委員 紙媒体を1セットと電子媒体を1セット購入するという事で紙を1人で2セット買うことはできないでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 ここに記載しております1セット当たりの券面総額が電子媒体、紙媒体、共に1万3,000円でありまして、1人当たりの購入限度額は2口ということで、券面総額は2万6,000円となります。それぞれが2口でありまして、電子媒体、紙媒体、いずれかが2口までと、紙媒体を2口買われた方に対しましては、電子媒体については遠慮していただくことにしております。

○重黒木福祉保健部長 補足させていただきます。

原則、1人2口になっていて、電子媒体と紙媒体が両方ございますが、スマホ等をお持ちの方は、できるだけ電子媒体を買ってくださいとアナウンスします。スマホをお持ちでない方は、紙媒体を買ってくださいとアナウンスします。

原則、1人2口で、スマホをお持ちの方は電子媒体を2口、お持ちでない方は紙媒体を2口買えることとなります。

チェックは厳密にはできないと思っているんですけれども、電子媒体も紙媒体も両方2口買えるということではなくて、1人2口で、電子媒体あるいは紙媒体のいずれかを2口ということで周知を図ってまいりたいと考えております。

○川添委員 この2,300店舗全てでスマホの利用が可能ということでもいいんですか。

○壹岐衛生管理課長 はい、そのとおりでございます。

○川添委員 現在、ひなた認証お食事券継続中でありましてけれども、利用率や抽せんに漏れた方の人数とかの検証はされていますか。

○壹岐衛生管理課長 現在のところ、そこまで詳しい検証は行っておりませんが、感染が増加した際に、一旦新規販売について停止いたしておりました。

9月22日から販売しまして、9月30日まで購入できるようにしましたが、その後、10月1日から追加販売ができる形となっておりますので、買いたい方は、大体買われているのではないかと考えています。

それから、発行総額13億円のうち、今現在、全て県については販売されている状況でございますけれども、約10億円は既に使われており、残り3億円でございます。

これまで6月17日から利用開始して、利用の期間が約3か月半ございましたけれども、一月当たり平均で2億8,000万円程度で、約3億円ということで、10月いっぱいぐらいは、この状況で使えるのではないかと考えているところです。

○川添委員 応募して抽せんから漏れた方がどれぐらいいたのか、今回の分も前回の分も含め

てぜひ検証してください。

実は、私の知り合いも買いに行ったけれども、既に売れ切れだったということをごらねたりすることがあるものですか。

あと、先ほど御説明があったように、利用者の94%は60代以下ということでしたが、今回紙媒体が導入されることによって、高齢の方が利用できる可能性が高くなることを期待しております。

最後に、そもそも地方創生臨時交付金を活用して実施される事業ですが、地域経済活動の活性化とか物価高騰対策が目的ですけれども、衛生管理課の所管になるのでしょうか。

例えば、商工観光労働部で規模拡大して、もっと地域経済に寄与する事業として取り組んでもよかったのかなと思いますがいかがでしょうか。

○重黒木福祉保健部長 県全体の大きな役割分担としては、経済活性化等については、委員御指摘のとおり、商工観光労働部で所管しております。

また、これまでのコロナ対策の流れの中で、いわゆる何にでも使える商品券の事業につきましては、商工観光労働部で所管して、飲食券とか、食事に特化したものにつきましては、これまで衛生管理課が飲食事業者等や組合との付き合いもあって、その辺の実態がよく分かっているということもございましたので、福祉保健部で担当させていただいておりました。その流れの中で、今回の飲食券につきましても、当部で所管させていただいているところでございます。

○川添委員 分かりました。

高齢者も含めた利用率が上がるよう注意して取り組んでいただくよう要望いたします。

○丸山委員 ひなた飲食店のうちの2,300店で飲食券が使えるようですが、ひなた飲食店に認証

されているうちのどれぐらいでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 ひなた飲食店認証店につきましては、現在、5,600店舗ございます。そのうちの2,300店舗がこの事業の登録店となっております。

○丸山委員 5,600店舗のうちの2,300店舗で、半分ぐらいだと思いますが、これを増やすことによって経済全体を底上げしていきたいということで、物価高騰対策事業の補正予算ができたと思うんです。

電子媒体だけだったのが、今回紙媒体に広がると登録店が多くなると見込みを持っていますか。使える店舗だけよくて、本来は認証店になっているのに使えないとなると、不公平感もあるものです。その辺をしっかりと説明してほしいと思っています。その辺の仕組みはどうされているのか、教えてください。

○壹岐衛生管理課長 委員のおっしゃいました、利用可能店舗を増やす取組は非常に重要と考えております。

それを受けまして、新たな強化事業をするに当たりまして、現在、飲食店事業者への説明ですとか、また組合関係にもお願いしまして、ぜひ登録を行ってほしいと、紙媒体も使えますということをしっかり伝えて増やしていき、最終的には、経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○丸山委員 経済対策も重要ですが、恐らく年末にかけてインフルエンザやコロナ等が広がる可能性があります。

経済対策だけでなく、ひなた飲食店認証店でしっかり自分の健康を守っていくこともセットで取り組まないと、また同じように12月に感染が広がって、パンデミックになると思っています。

そうならないために認証店制度をつくったと思っていますのですが、結局また同じようなことが起こってしまうと、あの対策は何だったのかなと思っています。飲食券を購入して使う方に、認証店を使うことによって、自分の感染防止にもなることを周知してほしいと思います。そして、認証店がコロナが落ち着いているから消毒液を置かなくていいやとならないように、しっかり指導をしていただきたいと思っていますが、ひなた飲食店認証店への指導は今どうなっているのかをお伺いします。

○壹岐衛生管理課長 現在のひなた飲食店認証店への指導に関する事なんですけれども、国の通知に基づきまして、第三者認証制度の質の担保が非常に重要と言われております。

質の担保を図るために、一旦お店に行き、立ち入りをして、基準をクリアしているのか、1回目だけではなく、必ず2回目の巡回に行く形で質の担保を図ります。

また、いろいろなところからの情報があります。例えば、あのお店はマスクをしていなかったとか、そういった情報が県や事務局に寄せられます。

情報に基づいて、再度調査して、質の担保を図る形で、今、対応しているところでございます。今後もそういう取組を続けてまいりたいと考えております。

○丸山委員 最後に、要望しますけれども、今回のオミクロン株の第7波を見たときに、人口10万人当たりの感染者数で九州がずっと上位だったものですから、今後ああいうことにならないために、この認証店が本当に機能しているのかという検証をお願いしたいと思っています。

○前屋敷委員 今回提案の飲食券の話とは別になるんですが、今行われているひなた認証お食

事券の取扱いについてです。

利用期間が11月までですけれども、使い残しのチケットがあった場合、11月末をもってお店では換金できないシステムになっているわけですか。

○壹岐衛生管理課長 ひなた認証お食事券ですけれども、現在、ほぼ売り切れている状況でございます。

今現在、食事券を持っていらっしゃる方がしっかり期日前に使っていただけるようショートメッセージとかでお知らせすることによって対応してまいりたいと思います。

○前屋敷委員 飲食券を購入していても、使い切れなくて持っていることもあると思うんです。

そして、同じようなシステムで、今度新たに飲食券が発行されて、また同じような使い方になる中で、前回の飲食券は絶対使えないということは、購入された方にとっては厳しいと思うので、もう少し柔軟な対応はできないものでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 先ほどの補足になりますが、現在アプリで購入や支払いをしていただいておりますけれども、アプリにプッシュ通知がありまして、事務局からあと何日で期限が来ますよ、早くお願いしますとお知らせが行きますので、そういう取組をして、期限内に使っていただくように対応してまいりたいと考えております。

○前屋敷委員 分かりました。

○窪菌副委員長 この2,300店舗は、どのようなお店なんですか。飲食券を使う数としては、県外資本のお店が多いと思います。

これまで10億円の事業、今回が5億1,000万円の事業ですが、それをやっても、結局は県外にお金が出ていくことになるのかなと思うんです。

す。

冒頭で60代以下の人が多かったという報告がありましたが、これまでの食事券はスマホを使った決済が対象で、当然若い人たちが対象ですよ。

高齢者はスマホをほとんど使っていないです。例えば、コンビニに買物に行きます。電子決済用のパネルもあるんですけども、それを使って買っている人は本当少ないです。ほとんど僕らから上の年代の人は現金決済なんですよ。都会はどうか分かりませんが、田舎はほとんど電子決済をする習慣がないものですから、今まで紙媒体の食事券がなかったのも不思議だなという気がするんですよ。

だから、考え方だと思うんですよ。例えば、デジタルを普及させるために、電子媒体の飲食券を普及させるのが一つの狙いだと思うんですけども、そればかりでは、偏った不公平感が出る感じがしてならないんです。いろんな場面でこれから先も不公平感が出てくると思いますが、その辺りの考え方はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

ただ、県外にお金が出ていくといっても事業の財源は国から100%ですから、どこに流れていこうと構わないですけども、大型店舗はほとんど県外資本なので県内にお金が残らない感じがしてならないんですよ。その辺をどう考えていますか。

○重黒木福祉保健部長 御指摘ありがとうございます。

まず、前回の事業と今回の事業の少し考え方の違いを御説明させていただきます。

今やっておりますお食事券事業は、去年の2月ぐらいに予算をお願いしてやっているんですけども、もともとそのときはひなた飲食店認

証店の数があまりまだ増えていなかったところ、あるいはひなた飲食店認証店になってもメリットが見えないという御意見をいただいていたところもあって、大きな目的は、丸山委員からさつき御指摘あったようなことなんですけれども、感染拡大防止を図るために、ひなた飲食店認証店をたくさん増やさなければならぬというのがあってやってきた事業ということです。

そういった中で、お金を渡して接触することで感染が広がるので、できるだけ非接触型の電子決済を普及させましょうということがあって、電子決済でひなた飲食店認証店を増やし、感染防止もやっていくということで始めたのが、今やっている事業の大きな目的です。ですから、ひなた飲食店認証店を増やして、登録店を増やしていくのが大きな目的でした。今回は一定程度ひなた飲食店認証店が増えてきたことや、交付金を使う関係もあって生活者支援、物価対策が大きな柱になってきましたので、今度は目的を経済対策に大きく比重を移してやっていくと、そういった中では紙媒体も必要だろうということで、今回紙媒体もやっているというところでございます。

2つ目的があったんですけれども、より重視している目的が認証店を増やすことなのか、経済対策なのかというところで、今やろうとしているのは、どちらかというところ、経済対策に軸足を置いているところでございます。

したがって、紙媒体もやって、できるだけ多くの方が使っていただけるようにしようというのが今回の発想でございました。

県外資本というお話がございましたが、いわゆる商工観光労働部でやっている商品券等については、割と大きなスーパーやドラッグストアとかでも使えますので、すみません、ちょっと

私はよく分かりませんが、割と県外資本が多いイメージもあるんですけども、飲食店の場合は、もちろん県外資本の居酒屋チェーンでも使えますけれども、どちらかといえば身近な飲食店、スナック、バーとかも含めて使われている感じがします。

組合等にお聞きしても、焼き肉屋やすし屋といった地元のお店でも使っていただけるということでございますので、県外資本のお店にお金が出ていくことは当然あると思いますけれども、どちらかというところ、県内の地域活性化により多く寄与しているのではないかと認識を持っております。

○窪菌副委員長 飲食店は地元密着型の企業だと私は思っているんですが、チェーン店はほとんど県外資本ですよ。

結局、若い人たちはチェーン店でよく食べたり飲んだりするんですけども、高齢者はチェーン店に行っているのをあまり見たことがないんですよ。

今回、紙媒体で3万セットですから、非常にありがたいなと思っているんですけども、電子媒体の7万セットに対して3万セットというのは少ないかなという感じがしますが、もう少し増やすことについてはどうでしょうか。

○壹岐衛生管理課長 電子媒体と紙媒体の比率につきましては、スマートフォンの普及率で算定いたしまして、県内の普及率はスマートフォンが7割ということですので、電子7割、紙3割ということにいたしました。

あと、先ほど安田委員からの質問でありましたお店への支給の頻度ですけれども、電子は月3回ありまして、5日以内に振り込まれるということになります。

電子媒体の場合が非常に速やかにお店に支給

できることを踏まえて、電子7割と紙3割と計画したところでした。

○窪菌副委員長 とにかく不公平感がないようなやり方をお願いしたいと思っております。

確かに電子決済も普及していますけれども、田舎はほとんど電子決済を使う機会がないんですよ。

今朝、飲食券があるらしいよと妻に話をしたら、うちは外食することもないから関係ないねと話をしたんですけれども、そういう飲食券が使えるお店は、宴会でもできるような大きなお店ですよ。普通の小さなお店は、ほとんど使えないだろうと思います。

できたら紙媒体をもう少し増やしてもらおうと、高齢の方も食事が安くなるから行こうかという話も出るだろうし、あまり不公平感がないようなやり方をお願いしたいと思っております。

○重黒木福祉保健部長 御指摘ありがとうございます。

7対3という割合は、スマートフォンを持っている人の割合、あるいは人口割合——70代以上の方が紙媒体のターゲットだと思っています——あるいは先にやっている他の自治体の例を見て設定した割合でございますので、副委員長の御懸念のような不公平が生じることのないようにしっかりできるものだろうと思っています。

お店側から見ると、電子決済の場合は、あらかじめ器具も必要なくて、口座を登録しておけば、特段の請求事務をすることなく、決められた期日に自動的にお金が振り込まれます。

一方、紙媒体は、お店が飲食券を一回保管して、それをしかるべき手続で事務局に送って換金してもらおうという、数を管理する、送るとか、いろんな手間がかかってしまって、飲食店にも一定の負担がかかることもございますので、使

う側の利便性と飲食店の利便性の両方のバランスをしっかりと考慮しながら、全ての方々がより公平に楽しんでいただけるような形で事業を展開してまいりたいと考えております。

○窪菌副委員長 よろしく申し上げます。

○前屋敷委員 紙媒体の店舗への支払いは月2回で、電子媒体の場合は月3回ということですが、紙媒体は手間がかかってなかなか入金できないことがあるみたいですが、支払いの回数は増やせないんですか。

○壹岐衛生管理課長 飲食店では、食事券を集めて、換金のために事務局に送る作業がございます。

飲食店がその事務が可能かどうかも含めて、そういった手間が月2回であればできるし、頻度としても適切であろうと考えて今回2回といたしました。

○重黒木福祉保健部長 紙媒体だけ使うというお店は、恐らくほとんどないと思っています。お店は電子媒体と紙媒体の両方を使えるようにする形で今進めておりますので、ほとんどのお店が2回しかお金が入ってこないということではなくて、電子媒体の場合ですと、月3回ですので、電子媒体でお金が入りつつ、一定割合は紙媒体で月2回になります。

一方で、紙媒体の支払い回数を増やすと、手数料の問題とか、いろいろございます。組合ともいろいろ意見交換しながら、この制度設計を進めておりますし、現在、食事券を委託している事務局には実は宮崎銀行が入っているんですけども、そういった地域の資金繰りに詳しい宮崎銀行の御意見を踏まえて、月2回とか、月3回というのはやっているところです。

今から契約するところはどこになるか、まだ決まっておりませんが、今やっているところは

宮銀グループがやっていますので、そういった意味で、地域のいろいろな飲食店の資金繰りですとか、使い方も踏まえて、組合とも話しながら制度設計しているところがございますので、御懸念のようなことがないようにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○前屋敷委員 取り扱うお店の御意見も取り入れながら、このシステムを使うことに結論に至ったということですね。

支給の回数を増やせば、手続さえすれば入金になってくるのではないかと単純に考えてしまったんですけれども、その場合、それなりに手間もかかることも発生してくるわけですね。

○壹岐衛生管理課長 前屋敷委員からございましたように、これまでは紙媒体であれば、一月1回の振り込みでございました。飲食店の方からの意見も踏まえて、それを増やした形で、一月2回といたしました。

○前屋敷委員 分かりました。

○丸山委員 弔慰金の生活維持者について調べてみましたら、学生がいる家庭と書いてあるんですが、学生がいる世帯で、父親や母親が亡くなった場合に、学費や緊急のために避難するための制度だと思っていのでしょうか。

あと、今、市町村が調査中ということですが、学生がいるのかいないのかを、どうやって調べていくのか詳しく教えてください。

○柏田福祉保健課長 お子様がいるかどうかではなくて、生計維持者ということですので、世帯で生計を維持していた方が亡くなった場合には500万円、例えば旦那さんが生計を維持している世帯で、生計維持者ではない奥さんやお子様が亡くなった場合は250万円となっております。あくまで生計維持者が亡くなった場合に500万円ということですよ。

あと市町村の調査に関しましても、現在、各被災世帯を回って、個別に調査を行ったりしている中で、準備が整い次第、また引き続き進めていくんですけれども、ケースによっては市町村で判断することになるんですが、複雑な場合は市町村に審査会を設置するというケースも努力義務として求められておりますので、場合によってはそういうことを行えば、少し時間が長くなることもあります。いずれにしましても、市町村から申請が上がってきましたら、速やかに手続を進めていきたいと思っております。

○丸山委員 分かりました。市町村の判断があるということで、弔慰金が速やかに届くようにお願いしたいと思います。

○岩切委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後2時27分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後2時27分休憩

午後2時27分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第29号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

特に、何か御要望がありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 以上をもって本日の委員会を閉会いたします。

午後2時28分閉会

署 名

厚生常任委員会委員長 岩 切 達 哉